

## 子ども・子育て支援新制度について

### 1. 子ども・子育て関連3法について

幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する仕組みとして、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が公布されました。これに基づき、より子どもを生子、育てやすい環境を整備し、子ども・子育てを社会全体で支えていく新しい制度が子ども・子育て支援新制度です。子ども・子育て関連3法は以下のとおりです。

#### ① 子ども・子育て支援法

幼稚園、保育所など通じた共通の給付（施設型給付）及び事業所内保育などへの給付（地域型保育給付）の創設、地域子ども・子育て支援事業の充実・法定化など。

#### ② 認定こども園法の一部を改正する法律

幼保連携型認定こども園について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設とし、幼稚園と保育所で別々となっている認可・指導監督及び財源措置（施設型給付）を一本化。

#### ③ 関係法律の整備等に関する法律

上記2つの法律の施行に伴い、児童福祉法など55の関係法令について規定を整備。

※ 子ども・子育て支援新制度は、消費税率の引上げによる恒久財源の確保（社会全体による費用負担）を前提としていることから、本格施行の時期については消費税率の引上げ時期を踏まえて検討され、最短で平成27年4月からの施行が予定されています。

### 2. 現行制度から新制度への主な変更点について

#### ① 就学前の子どもに対する教育・保育などの給付が共通になります

市が客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとなります。また、教育・保育などの給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、利用者の選択に基づく給付を実施します。

#### ② 地域子ども・子育て支援事業が法定化されます

子ども・子育て家庭などを対象とする事業として、市が地域の実情に応じて実施する地域子ども・子育て支援事業（13事業）が法定化されました。

このうち、放課後児童クラブ（学童保育）については、対象児童が「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」となることが法律上明確にされるとともに、設備及び運営に関し、国において省令で基準が設けられ、これを踏まえ、市において条例で基準を定めます。

#### ③ 多様な子育て支援事業の利用を促進します

共働きなどで保育が必要な子どもだけでなく、家庭での子育てを中心にされている家庭への支援・事業（例：地域子育て支援拠点事業など）を促進します。

# 栗東市子ども・子育て支援事業計画について

## 1. 栗東市子ども・子育て支援事業計画について

市は、子ども・子育て支援法及び国の定める基本指針に即して、5年を一期とする栗東市子ども・子育て支援事業計画を、平成25年度及び26年度の2ヵ年で策定します。

なお、この計画は、国・県の子ども・子育て支援に関連する法令や計画をはじめ、第五次栗東市総合計画及び第2期栗東市地域福祉計画を上位計画として、関連の分野別計画との調和と整合を図り、また、現行の栗東市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況や課題分析・検証を整理したうえで策定します。

## 2. スケジュールについて

### ① 平成25年度

幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用実態及び今後の利用意向（潜在ニーズを含む）を適確に把握し、事業計画に量の見込みが適切に設定できるよう、ニーズ調査を実施します。また、現行の子ども・子育て支援施策の現状把握・課題分析などを行います。

### ② 平成26年度

ニーズ調査の結果・分析、栗東市子ども・子育て会議の意見、パブリックコメント及び県への協議・調整などを踏まえ、計画を策定します。計画に定めるべき必須事項は以下のとおりです。

(ア) 教育・保育提供区域の設定

(イ) 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み

(ウ) 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期

(エ) 幼児期の教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

### ③ 平成27年4月～（予定）

事業計画に基づき、子ども・子育て支援に関する給付や事業を実施

#### (ア) 子ども・子育て支援給付

##### I 子どものための現金給付

・児童手当（別段の定めがあるものを除き、児童手当法の定めるところによる）

##### II 子どものための教育・保育給付

・施設型給付（幼稚園・保育所など）

・地域型保育給付（事業所内保育・小規模保育など）

#### (イ) 地域子ども・子育て支援事業

・利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、延長保育事業、（病児）病後児保育事業、放課後児童クラブ（学童保育）、妊婦健診など13事業

※ 栗東市子ども・子育て支援事業計画は、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援事業従事者、学識経験者、公募市民などに参画いただく栗東市子ども・子育て会議において、幅広く意見を聴いたうえで策定します。

また、計画策定後も、栗東市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援施策の実施状況を調査審議し、継続的に点検・評価・見直しを行っていく（PDCAサイクルを回していく）役割を担います。

# 栗東市子ども・子育て会議について

## 1. 栗東市子ども・子育て会議設置の法的根拠及び理由

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、条例の定めるところにより、子ども・子育て支援事業計画の策定・変更及び特定教育・保育施設などの利用定員の設定に関して意見を聴くなどのため、審議会その他合議制の機関を設置することが市町村の努力義務となっています。

このことから、子ども・子育て支援事業計画に子育て当事者や子ども・子育て支援事業者の意見を反映させ、本市における子ども・子育て施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するうえで重要な役割を果たすとの認識のもと、栗東市子ども・子育て会議を設置することとし、栗東市子ども・子育て会議条例を平成25年6月議会定例会に上程するものです。

## 2. 栗東市子ども・子育て会議条例の施行期日

平成25年6月議会定例会において本条例可決後、栗東市附属機関等の委員の公募に関する規程に基づく公募委員をはじめとする委員の選任のための手続き、その他本条例を施行するために必要な準備行為を行います。その後、条例施行後、委員委嘱・第一回会議を平成25年8月27日に開催する予定です。よって、条例の施行期日については、平成25年8月1日とします。

## 3. 栗東市子ども・子育て会議の所掌事務について

栗東市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理します。具体的には、

- 特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の利用定員を定める際に意見を述べること
  - 子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際に意見を述べること
  - 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議すること
- などが挙げられます。

## 4. 栗東市子ども・子育て会議の委員数及び委員構成について

国は「国の子ども・子育て会議の構成メンバーを参考にして、子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、少なくとも教育・保育、子育て支援の3本柱を中心とするバランスに配慮し、かつ、子育て当事者など幅広い関係者を集めるよう」示しています。

これに基づき、栗東市子ども・子育て会議の委員数は17人以内とし、また委員は、栗東市子ども・子育て会議条例第3条第2項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱するものとします。

## 5. 今後の日程について

子ども・子育て支援事業計画策定業務及び栗東市子ども・子育て会議に係る当面（平成25年度）の日程は別紙のとおりです。なお、栗東市子ども・子育て会議は、第一回会議を平成25年8月27日（火）19:30～、第二回会議を平成26年2月下旬頃に開催する予定です。



## 子ども・子育て支援法（抜粋）

### （定義）

第6条 この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第7条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

### （市町村等における合議制の機関）

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

## ○ 子ども・子育て支援法（抜粋：法第77条第1項関連）

### （特定教育・保育施設の確認）

#### 第31条

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

### （特定地域型保育事業者の確認）

#### 第43条

3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機

関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

#### 第61条

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

## 栗東市子ども・子育て会議条例に係る子ども・子育て支援法用語解説

### 1. 特定教育・保育施設とは・・・

市長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設  
具体的には、幼稚園・保育所・幼児園などのこと。

### 2. 特定地域型保育事業とは・・・

市長が地域型保育給付費の支給に係る地域型保育として確認する事業  
具体的には、次の事業をいう。

- ・家庭的保育（定員5人以下：いわゆる「保育ママ」）
- ・小規模保育（定員6人以上19人以下）
- ・居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅において実施）
- ・事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）

注）地域型保育事業については、原則、満3歳未満の就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病などにより家庭において必要な保育を受けることが困難であるものが対象。

## 【 参 考 】

- ※ 幼児期の教育・保育を受けようとするときは、保護者は市に対し、子どもごとに給付を受ける資格を有すること及び区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。
- ※ 市は、家庭において必要な保育を受けることが困難である子どもに該当すると認めるときは、子どもに係る保育必要量の認定を行う。
- ※ 市は、支給認定を行ったときは、その結果（区分、保育必要量など）を保護者に通知する（支給認定証の交付）。